

熊本県へき地医療拠点病院指定事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、へき地保健医療対策等実施要綱（平成13年5月16日付け医政発第529号厚生労働省医政局長通知。以下「国要綱」という。）2(3)に規定されたへき地医療拠点病院（以下「拠点病院」という。）の指定について、熊本県における必要な手続きを定める。

(拠点病院の指定)

第2条 県は、次項に定めるへき地診療支援事業を行う病院のうち、第3項の要件を全て満たしている病院について、県内におけるへき地診療の支援の必要性を勘案して、拠点病院として指定する。

2 へき地診療支援事業は、次のとおりとする。

- (1) 巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関すること。
- (2) へき地診療所等への代診医等の派遣（継続的な医師派遣も含む）及び技術指導、援助に関すること。
- (3) 派遣医師等の確保に関すること。
- (4) へき地の医療従事者に対する研修及び研究施設の提供に関すること。
- (5) 遠隔医療等の各種診療支援に関すること。
- (6) 総合的な診療能力を有し、プライマリ・ケアを実践できる医師の育成に関すること。
- (7) その他県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力に関すること。

3 拠点病院の指定要件は、次のとおりとする。

- (1) 指定を受けようとする病院の開設者（以下「開設者」という。）が、へき地医療拠点病院指定申請書（別紙様式1。以下「指定申請書」という。）を県に提出していること。
- (2) 国要綱2(3)に規定された無医地区・準無医地区を対象として、熊本県へき地医療支援機構設置要綱に基づく熊本県へき地医療支援機構の指導・調整の下に前項に掲げるへき地医療支援事業（なお、(1)、(2)又は(5)のいずれかは必須とする。）を実施した実績を有する及び同事業を当該年度に実施できると認められること。
- (3) 前項第1号の巡回診療、第2号の代診医の派遣又は継続的な医師派遣については、いずれかを月1回以上あるいは年12回以上実施すること。
- (4) 開設者が、指定を受けようとする日の属する年度の前年度6月30日までに、前項に掲げるへき地医療支援事業を実施した実績を確認できる書類等により、県との事前相談を行っていること。

(指定の手続き)

第3条 指定に係る手続きについては、次のとおりとする。

- (1) 開設者は、指定申請書を、指定を受けようとする病院の所在地を所管区域とする保健所（以下「保健所」という。）に提出する。
- (2) 指定申請書の提出を受けた保健所長は、熊本県保健医療推進協議会設置要項第8条第1項に規定する地域保健医療推進協議会で承認を得られたときは、指定申請書を健康福祉部長に進達する。
- (3) 指定申請書の進達を受けた健康福祉部長は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23第1項の規定に基づき設置される熊本県地域医療対策協議会（以下、「協議会」という。）の意見を聴くものとする。

2 県は、前項第3号に規定する協議会での意見を踏まえ、拠点病院の指定を決定し、へき地医療拠点病院指定通知書（別紙様式2）により、遅滞なく開設者に通知する。

(雑則)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は平成30年2月19日から施行する。

附則

この要領は令和4年（2022年）9月26日から施行する。